

〈書き抜き読書ノート 2553〉

8月16日(金)9:00からCRTスタジオで収録

山我浩著「原爆裁判—アメリカの大罪を裁いた三淵嘉子」

毎日ワンス 2024年6月20日刊を読んで考える

開倫塾

塾長 林 明夫

〈放送内容資料—本書内容のご紹介—〉

1. (1)2024年4月から9月NHKの朝の連続TVドラマ主人公モデルの三淵嘉子の数多の関連本を調べてみると、すっぽり抜け落ちているのが、嘉子が裁判官として「アメリカの原爆投下は国際法違反である」とする判決を下した経緯である。
(2)そして唯一、この点を深掘りしたのが本書なのである。
2. (1)嘉子は1952年(昭和27年)、名古屋地裁に初の女性判事となって赴任する。
(2)1956年(昭和31年)には、裁判官の三淵乾太郎(初代最高裁長官・三淵忠彦の長男)と再婚。
(3)お互いに子供のいる縁組で、和田姓から三淵姓になり、同年、東京地裁判事に就任した。
3. (1)東京地裁では1955年(昭和30年)、広島と長崎の被爆者5人が起こした「原爆裁判」を担当した。
(2)同年2月から1963年(昭和38年)2月まで、9回の口頭弁論が開かれたが、三淵嘉子(右陪席、次席裁判官)は第1回口頭弁論から結審まで一貫して担当し続けている。
(3)その間、裁判長と左陪席(嘉子の後輩裁判官)は何度か交代している。
4. (1)ところが嘉子は、この原爆裁判の経緯、判決について、一切書いたり、述べたりしていない。
(2)裁判官の守秘義務を果たしたのだろうかとは私は推測している。
(3)では、誰がこの画期的な判決文を書いたのだろうか。
(4)10年しか経っていないホットな 이슈の原爆問題について、自分の悲惨な戦争体験に照らし合わせても、一番書ける、書かなければならない立場であり、左陪席とは20歳くらいの年齢差があった彼女が中心になって、書いたのではないかと思われる。
5. (1)1963年12月7日に原爆裁判の判決が下った。
(2)判決では被爆者への賠償は認めなかったものの、
 - ①「広島市、長崎市に対する原子爆弾による爆撃は、無防衛都市に対する無差別爆撃として、当時の国際法から見ても明らかな違反である」

②「国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んで甚大な被害を与えた。十分な救済策を執るべきである」

③と、世界で初めて「原爆投下は国際法違反」と明言、日本政府に被爆者への支援策を強く促したのである。

(3)この判決の結果、「原爆特別措置法」が制定され、その後、「被爆者援護法」も制定された。

(4)さらには、世界的には判決から約半世紀遅れたが、「核兵器禁止条約」の成立にもつながった。

6. (1)21世紀、AI(人工知能)時代が開かれようとしている今、世界は20世紀の「戦争の時代」に逆戻りしつつある。

(2)ウクライナ戦争、イスラエル対ハマス戦争、台湾有事、北朝鮮の核開発などにより、第三次世界大戦前夜のような危機的な雰囲気になってきた。

7. (1)それに加えて世界は今「ジェンダーフリー」時代に突入しており、

(2)中でも日本のジェンダーギャップ指数(2023年度)は146カ国中125位と最低ランクで、これが、日本の緊急課題になっている。

(3)三淵嘉子はこの分野でも先駆者であったために、改めて再評価されているのだ。

8. (1)本書は、前半で「原爆開発から広島・長崎への原爆投下の歴史」と、これまであまり知られてこなかった、三淵嘉子が携わった原爆裁判をテーマに書き進められ、さらに「原爆投下は国際的な戦争犯罪」とする判決文の全文も掲載している。

(2)連日ニュースやSNS、You Tube等でリアルに報道されているロシアによるウクライナへのジェノサイドの実態、ガザ地区で起きている民族戦争の惨状、本書はそれらの政治・軍事・歴史的な背景を知るための座右の書にもなる、衝撃的な1冊である。